

| | | | | |
|-------------|----------------|----------------|---------|----|
| 木更津工業高等専門学校 | 開講年度 | 令和02年度(2020年度) | 授業科目 | 法学 |
| 科目基礎情報 | | | | |
| 科目番号 | 0107 | 科目区分 | 一般 / 選択 | |
| 授業形態 | 授業 | 単位の種別と単位数 | 履修単位: 1 | |
| 開設学科 | 機械工学科 | 対象学年 | 5 | |
| 開設期 | 前期 | 週時間数 | 2 | |
| 教科書/教材 | 指定しない(資料を配布する) | | | |
| 担当教員 | 小谷俊博, 山本啓介 | | | |

到達目標

1. 本講義の目的

本講義は、これから法学を学びたいという学生に向けて、法学的な物事の考え方(法的思考)や、法学全体の概略を示すことを目的としています。

2. 本講義の内容と目標

- ①法と呼ばれる社会制度の機能や役割について理解できる
- ②法学の基本科目とされる憲法や民法などの基本事項を理解できる
- ③授業で学んだ内容を具体的な社会問題に応用できるようになる
(※授業計画の内容は授業の進度、学生の興味・関心などにより変更する場合がある)

ルーブリック

| | 理想的な到達レベルの目安 | 標準的な到達レベルの目安 | 未到達レベルの目安 |
|------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 導入部分(法学概論) | 法学の枠組の基本的な部分を理解したうえで、具体的な事例に適用するなど、授業の知識を基に自分の考えを発展できること。 | 法学の枠組の基本的な部分を理解できること。 | 法学の枠組の基本的な部分を理解できていない。 |
| 憲法 | 日本国憲法の枠組の基本的な部分を理解したうえで、具体的な事例に適用するなど、授業の知識を基に自分の考えを発展できること。 | 日本国憲法の枠組の基本的な部分を理解できること。 | 日本国憲法の枠組の基本的な部分を理解できていない。 |
| 民法・刑法 | 民法・刑法の枠組の基本的な部分を理解したうえで、具体的な事例に適用するなど、授業の知識を基に自分の考えを発展できること。 | 民法・刑法の枠組の基本的な部分を理解できること。 | 民法・刑法の枠組の基本的な部分を理解できていない。 |

学科の到達目標項目との関係

教育方法等

| | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | 法学そのものを専門としないが、法学の基本的枠組を学ぶことで、社会を維持する制度の一つを知りたいという学生に向けて授業を行う。特に、この授業では憲法と民法・刑法という法学分野を中心に授業を行う。 |
| 授業の進め方・方法 | レジュメ(授業資料)を配布し、それに沿いながら授業を勧め、適宜トピックの具体例を提示する。授業の具体的な内容としては、最初に「法学概論」と呼ばれる分野について解説して法学分野のあらましをつかみ、次に日本国憲法の統治機構論と人権論の分野を概説し、更に民法・刑法と呼ばれる分野について講義を行なう。 |
| 注意点 | この授業は、法の専門的な知識を習得してもらうことを意図しておらず、わが国の法の構造を大局的に概観することを目的とする。予習は特に必須としないが、復習は配布資料を参照して適宜行うこと。 |

授業計画

| | | 週 | 授業内容 | 週ごとの到達目標 |
|----|------|-----|-----------|------------------------------------------------------|
| 前期 | 1stQ | 1週 | イントロダクション | まず、シラバスの記載事項について確認する。その上で法の役割や社会における必要性をつかむ。 |
| | | 2週 | さまざまな法の種類 | 法と呼ばれる社会制度には様々な種類があり、その概要について把握する。 |
| | | 3週 | 裁判のしくみ | 裁判所の構造や裁判の仕組みについて学ぶ。 |
| | | 4週 | 日本国憲法の概略 | 憲法典の背景になる立憲主義という考え方と、その考え方方が生まれる背景となった歴史の概要について解説する。 |
| | | 5週 | 国家制度の仕組み | 憲法学では統治行為論と呼ばれる分野を概観する。特に国会と内閣を中心で説明する。 |
| | | 6週 | 精神的自由 | 憲法学の人権論の領域における精神的自由権と呼ばれる分野を概説する。 |
| | | 7週 | 経済的自由 | 憲法学の人権論における経済的自由権と呼ばれる分野を概説する。 |
| | | 8週 | 人身の自由 | 憲法学の人権論における人身の自由と呼ばれる分野を概説する。また、人身の自由と刑事手続きについて学習する。 |
| 後期 | 2ndQ | 9週 | 社会権 | 憲法学の人権論における社会権と呼ばれる分野を概説する。 |
| | | 10週 | 民法の概略 | 民法典の全体像や民法の基本的な仕組について知る。 |
| | | 11週 | 民法の基本概念 | 民法典ではしばしば民法総則と呼ばれる分野を概説し、法律行為などの民法の基本概念について学ぶ。 |
| | | 12週 | 物権 | 民法の財産法の領域において、しばしば物権総論と呼ばれる分野を概説する。 |
| | | 13週 | 債権の発生と消滅 | 民法の財産法の領域において、しばしば債権総論と呼ばれる分野を概説する。 |
| | | 14週 | 法における家族 | 民法の家族法と呼ばれる領域を概説する。 |
| | | 15週 | 不法行為 | 民法の不法行為法と呼ばれる領域について概説する。 |
| | | 16週 | | |

評価割合

| | 試験 | 発表 | 相互評価 | 態度 | ポートフォリオ | その他 | 合計 |
|---------|----|----|------|----|---------|-----|-----|
| 総合評価割合 | 70 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 100 |
| 基礎的能力 | 40 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 70 |
| 専門的能力 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 分野横断的能力 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |